

茨城工業高等専門学校ウェブサイトの管理及び運用に関する規程

〔令和4年8月3日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の広報及び教育研究活動等の情報を、インターネット上に適正かつ効果的に発信するため、本校ウェブサイトの適切な管理及び運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本校ウェブサイトは、「基幹サイト」と「組織サイト」から構成し、各サイトの定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 「基幹サイト」とは、本校ウェブサイトのトップページと各副校長及び事務組織が管理するウェブサイトを用いる。
- (2) 「組織サイト」とは、学科、各系、各部、専攻科、各センター及びキャリア支援室が管理するウェブサイトを用いる。

(管理責任者等)

第3条 本校ウェブサイトの総括管理責任者は校長とする。

- 2 「基幹サイト」の管理責任者は、各副校長及び各課長とする。
- 3 「組織サイト」の管理責任者は、学科長、各系長、各部長、副校長（専攻科長）、各センター長及びキャリア支援室長とする。
- 4 本校ウェブサイトにおけるコンテンツ掲載の実務を行うため、管理担当者を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(管理運用等)

第4条 管理運用及び掲載されるコンテンツ全般に関する基本事項は広報室長が定める。

- 2 広報室長は、本校ウェブサイト全体の構造やデザイン等に関して、必要に応じて全体的な調整を行うことができることとし、全体の整合性の観点から問題が生じた場合には、当該組織サイトの管理責任者に対して改善を求めることができる。
- 3 広報室長は、本校ウェブサイト内において本規程に反するコンテンツの掲載を発見した場合は、当該コンテンツを直ちに削除することができる。
- 4 管理責任者及び管理担当者は、本校ウェブサイトの適正性、正確性及び適時性に配慮しなければならない。
- 5 管理担当者が、本校ウェブサイトにおけるコンテンツを掲載する場合は、管理責任者の許可を得て掲載するものとする。

(公開情報)

第5条 本校ウェブサイトに公開できる情報は、次の各号とする。

- (1) 本校の組織・構成の概要等に関する情報
- (2) 本校の教育・研究活動に関する情報
- (3) 本校の学生の学習・研究活動、課外活動等に関する情報
- (4) 本校に入学を志願する者に対する情報
- (5) 本校の学生の就職・進学に関する情報
- (6) 本校と地域社会との連携に関する情報
- (7) その他、広報室が必要と認めた情報（公開内容の制限）

(掲載禁止事項)

第6条 本校ウェブサイトには、次の各号に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 人権及びプライバシーを侵害する、又は侵害するおそれのある情報
- (2) 公序良俗に反する、又は反するおそれのある情報

- (3) 著作権等を侵害する、又は侵害するおそれのある情報
- (4) 政治活動又は宗教活動とみなされる情報
- (5) 営利を目的とする情報
- (6) その他、不適切と認められる情報

(権利の帰属)

第7条 本校ウェブサイトの著作権は、原則として本校に帰属する。

(事務)

第8条 本校ウェブサイトの管理及び運用に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(SNSの運用)

第9条 本校ウェブサイトで公開するSNS公式アカウントの運用方針については、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本校ウェブサイトに関する必要な事項は、広報室において別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和4年8月3日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校ホームページの管理運用に関する申合せ及び茨城工業高等専門学校広報ホームページの管理運用に関する申合せは、廃止する。